

北海道におけるインターンシップ（学生実務研修）に関する実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、北海道がインターンシップを実施する場合の基本的な事項について定めるものである。

（目的）

第2条 北海道は大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等（以下「大学等」という。）における教育プログラムに協力するという立場から、学生及び生徒（以下「学生等」という。）に対し、職業意識向上の機会及び行政への理解を深める機会を提供することを目的として、大学等の学生等を受け入れるものとする。

（身分）

第3条 受け入れる学生等の身分は、実務研修生とする。

（対象者）

第4条 受け入れる学生等（以下「研修生」という。）は、次に掲げる基準に該当すると認められる者とする。

- (1) 服務規律を遵守することが確実であるとの信用が十分であると判断された者。
- (2) 研修の成果を今後の教育研究活動に反映できる能力と資質を有する者。

（受入手続）

第5条 北海道は、次に掲げるすべての条件を満たす場合にのみ、学生等の受入手続を行うものとする。

- (1) 大学等から、授業科目の一環として、学生等の受入れの希望があった場合。
 - (2) 北海道の業務に支障がないと認められる場合。
- 2 大学等は、学生等の受入申込みを希望する場合、別に定める募集期間内に、別紙様式1を知事あてに提出する。

（受入所属）

第6条 北海道は、研修生の受入所属について、大学等の要望を勘案し、大学等と協議の上、決定する。

- 2 研修生の配置に当たっては、研修中の事故の回避などを十分に勘案する。

（研修期間）

第7条 研修期間は、原則として、7月から9月までの3月間のうち、1ヶ月以内とし、必要に応じて大学等と北海道が協議の上決定する。

（研修時間）

第8条 研修時間は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、必要に応じて、大学等と北海道が協議の上、別に研修時間を定めることができる。

（服務）

第9条 研修生は、研修期間中において、研修に専念するとともに、北海道職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

- 2 研修生は、北海道の職務の信用を傷つけ、又は、不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 研修生は、研修期間中において、研修生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示に従わなければならない。

4 研修生は、原則として、研修期間中に休暇を取得することはできないものとする。ただし、病気等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

(誓約)

第10条 研修生は、別紙様式2により、第9条の服務規律の遵守に係る誓約をしなければならない。

(指導担当者)

第11条 指導担当者は、研修生の受入所属の長とする。また、指導担当者は必要に応じて、職員の中から研修指導の補助者を指名することができる。

(研修計画)

第12条 指導担当者は、別紙様式3により、研修の内容等を定めた研修計画を作成する。

(研修の中止)

第13条 指導担当者は、研修生が下記の項目のいずれかに該当する場合、研修生の受入れを中止することができる。この場合、指導担当者はその旨を大学等の長に通知する。

- (1) 研修生が第9条の服務規律に従わないなど研修態度等に問題がある場合。
- (2) 研修を継続することにより業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが明らかである場合。
- (3) 研修生が理由の如何を問わず研修期間の2割を超えて欠席した場合。

(秘密の保持)

第14条 研修生は、研修中に知り得た秘密を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。また、研修の成果を論文等により外部へ発表する場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

(報酬)

第15条 研修生には、給与、報酬及び旅費は支給しない。

(費用弁償)

第16条 研修に要するすべての経費は、大学等又は研修生の負担とする。

(災害の補償)

第17条 研修生は、研修中の災害に備え、自己の責任により傷害賠償保険に加入するものとする。

(協定の締結)

第18条 知事は、研修生の受入れに当たって、別紙様式4により、大学等と協定を締結するものとする。

(研修の証明)

第19条 指導担当者は、大学等から求められた場合は、研修生の研修内容等について証明を行うものとする。

(庶務)

第20条 研修生受入れに係る庶務は、受入所属の庶務担当グループ又は係が行う。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、当該研修の実施に関し問題が生じた場合は、その都度大学等と協議することとする。

附則

この要綱は、平成12年8月10日から実施する。

附則

この要綱は、平成14年12月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成22年5月26日から実施する。

附則

この要綱は、平成23年4月15日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月26日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年5月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月18日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年4月5日から実施する。